

熊本県廃棄物処理計画

第5期：令和3年度（2021年度）～
令和7年度（2025年度）

令和3年(2021年)3月

熊 本 県

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の性格と役割	3
第 3 節	計画の期間	3
第 4 節	計画の位置付け	3
第 5 節	前計画策定（平成 28 年 3 月）以降の国の動向	5

第 2 章 一般廃棄物の現状と課題

第 1 節	一般廃棄物（ごみ）の排出及び処理の状況と課題	7
第 2 節	一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備状況等と課題	1 6
第 3 節	一般廃棄物（し尿等）の現状と課題	1 9

第 3 章 産業廃棄物の現状と課題

第 1 節	排出、再生利用、減量化及び最終処分の現状と課題	2 3
第 2 節	産業廃棄物処理施設（最終処分場）の現状と課題	3 3
第 3 節	事業者における適正処理推進の現状と課題	3 4
第 4 節	産業廃棄物の広域移動の現状と課題	3 4
第 5 節	特別管理産業廃棄物の現状と課題	3 6
第 6 節	廃棄物の不法投棄の現状と課題	3 8

第 4 章 廃棄物の将来推計

第 1 節	一般廃棄物（ごみ）の将来推計（令和 7 年度）	3 9
第 2 節	一般廃棄物（し尿等）の将来推計（令和 7 年度）	4 0
第 3 節	産業廃棄物の将来推計（令和 7 年度）	4 1

第5章 循環型社会形成のための目標・取組みの方向性

第1節	一般廃棄物の目標値（令和7年度）	4 3
第2節	産業廃棄物の目標値（令和7年度）	4 4
第3節	関係者の役割	4 6
第4節	取組みの方向性	4 7
第5節	海洋プラスチックごみに対する取組み	5 1
第6節	計画の推進体制・進行管理	5 2

第6章 バイオマス活用の推進に向けた取組み（熊本県バイオマス活用推進計画）

第1節	計画策定の基本方針	5 3
第2節	現状及び目標達成状況	5 3
第3節	取組みの方向性	5 6
第4節	利用目標等	6 0

第7章 災害廃棄物の処理に関する事項（熊本県災害廃棄物処理計画）

第1節	災害廃棄物処理対策の基本的事項	6 1
第2節	県の組織体制と情報収集・連絡体制	6 8
第3節	関係機関における協力・連携体制	7 4
第4節	災害廃棄物処理実行計画	8 0
第5節	災害廃棄物処理に係る具体的事項	8 7
第6節	進捗管理と財源の確保	1 0 6
第7節	平時における備え（留意事項等）	1 0 8

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

- 近年、気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模で環境問題が顕在化し、私たちの生活にも様々な影響が生じています。
- 平成27年（2015年）に国連総会で持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が採択され、廃棄物発生的大幅な削減や海洋汚染の防止・削減等、地球規模での対策が求められる一方、各地域でも着実な取組みが求められています。
- 廃棄物の削減については、平成12年（2000年）6月に循環型社会形成推進基本法、その他各種リサイクル法が制定されるなど、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、循環型社会の形成に向けた取組みが進んでいます。
- 海洋汚染の防止については、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となり、令和元年（2019年）6月に大阪で開催されたG20でも新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が関係国で共有化されました。
- また、水銀フリー社会の実現に向けて、本県で開催された水銀に関する水俣条約外交会議以降は国に先駆けて取り組んできましたが、平成28年（2016年）4月及び平成29年（2017年）10月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の規定が整備され、法に基づく適正処理がスタートしました。
- 本県では、平成13年度（2001年度）から4期にわたり熊本県廃棄物処理計画を策定し、県民、事業者、市町村等との協働のもと、3Rの推進や廃棄物の適正処理に向けて取り組んでいます。令和元年度（2019年度）には「くまもと海洋プラスチックごみ『ゼロ』推進会議」を立ち上げ、持続可能なプラスチックごみ対策を検討するなど、国際的な視点を持ちつつ、地域の課題解決に取り組んでいます。
- さらに、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨などの大規模な災害に見舞われ、大量に発生した廃棄物を市町村や関係団体と一体となって適正かつ迅速に処理し、その中で、改めて平時からの備えが重要であることを認識しました。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が変化し、プラスチックごみをはじめとした家庭ごみの増加や収集時の感染等が懸念されます。
- このような様々な課題がある中、SDGsの視点を踏まえ、県民、事業者、市町村等との連携・協働のもと、地域の実情を踏まえた循環型社会の実現に向けた取組みをより一層進めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき、第5期（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））の廃棄物処理計画を策定します。
- なお、本計画が対象とするSDGsのゴールとターゲットは、表1-1-1のとおりです。

表 1-1-1 本計画が対象とするSDGsのゴールとターゲット

ゴール		ターゲット
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	2030 年までに、 <u>有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</u> (3.9)
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、 <u>持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得</u> できるようにする。(4.7)
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	2030 年までに、 <u>汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化</u> 、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。(6.3)
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける <u>再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大</u> させる。(7.2)
	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び <u>環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大</u> を通じたインフラ改良や産業改善により、 <u>持続可能性を向上</u> させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。(9.4)
	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	2030 年までに、大気、水及び一般並びにその他の <u>廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減</u> する。(11.6)
	持続可能な生産消費形態を確保する	2030 年までに小売・消費レベルにおける <u>世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減</u> させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。(12.3)
		2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、 <u>環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し</u> 、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。(12.4)
		2030 年までに、 <u>廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減</u> する。(12.5)
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<u>気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善</u> する。(13.3)
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	2025 年までに、 <u>海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減</u> する。(14.1)
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、 <u>効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進</u> する。(17.17)

※ ターゲット欄の下線は、熊本県循環社会推進課で引いたもの。

第2節 計画の性格と役割

- 本計画は、「循環型社会」の形成の推進のため、県民や事業者が営む生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制、適正処理等の観点から、本県の廃棄物対策に関する施策の方向性を示し、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して取組みを進めるための計画です。

第3節 計画の期間

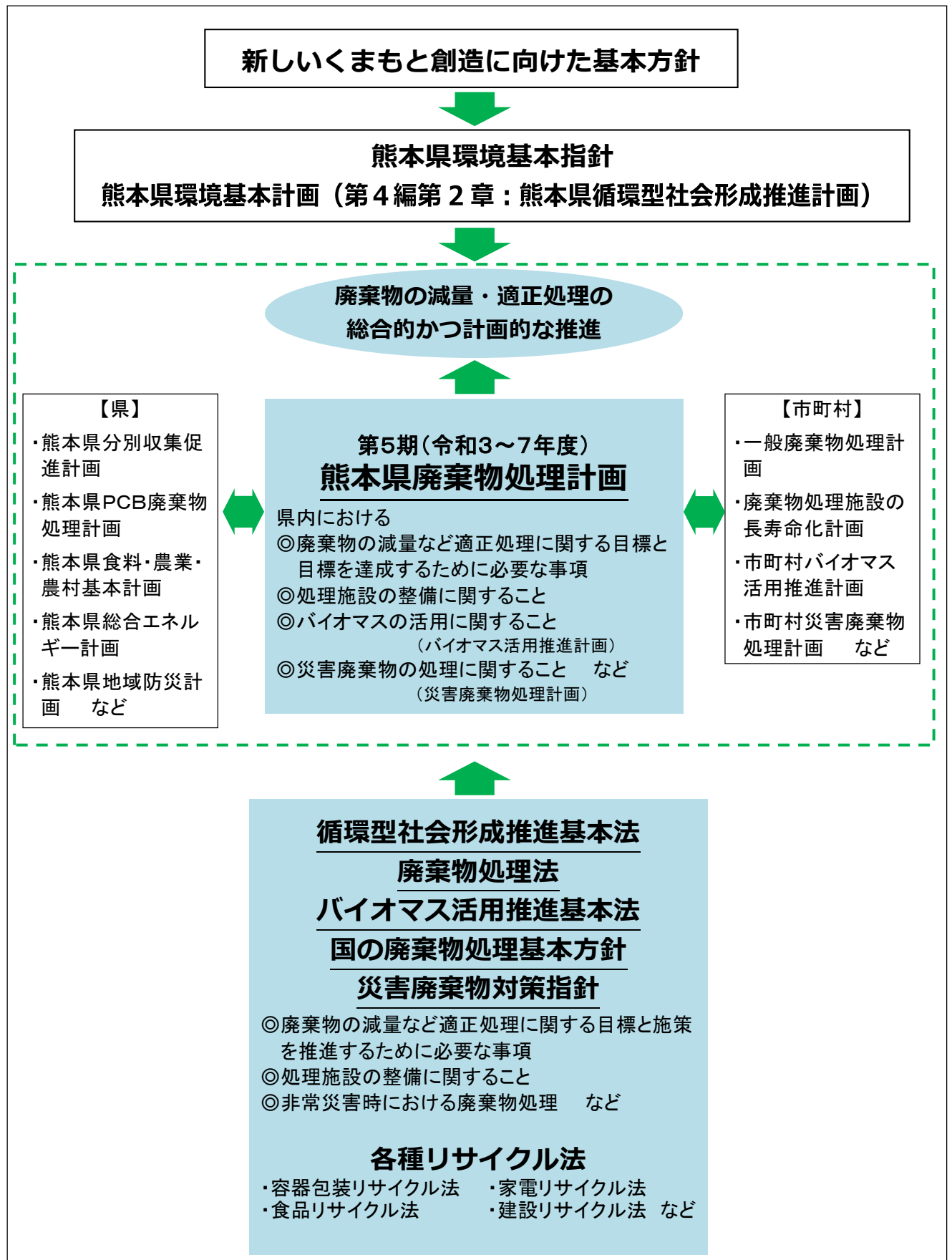
- 本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。
- また、計画期間内でも、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等によっては、必要な見直しを行います。

第4節 計画の位置付け

- 本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定による法定計画として、本県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、県政運営の基本方針「新しいくまもと創造に向けた基本方針」や「熊本県環境基本計画（第4編第2章：熊本県循環型社会形成推進計画）」を上位計画とした循環型社会を築くための個別計画として位置付けられるものです。
- また、「熊本県分別収集促進計画」や「熊本県PCB廃棄物処理計画」等の関連計画とも整合を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に協力し補完し合う関係にあります。
- なお、本計画中の「バイオマス活用の推進に向けた取組み」については、バイオマス活用推進基本法第21条の規定による「熊本県バイオマス活用推進計画」として位置付けます。

さらに、「災害廃棄物の処理に関する事項」については、平成30年（2018年）3月に改定された国の「災害廃棄物対策指針」を参考としながら、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年（2016年）環境省告示第7号。以下「国の基本方針」という。）に基づく「熊本県災害廃棄物処理計画」として位置付けます。（図1-4-1）

図 1-4-1 本計画の位置づけ



第5節 前計画策定（平成28年（2016年）3月）以降の国の動向

○ 循環型社会形成に向けた制度の整備が、次のとおり行われました。

平成28年4月 (2016年)	「改正廃棄物処理法施行令」施行（廃水銀等が特別管理産業廃棄物に指定及び分別、保管、収集・運搬基準に係る規定の追加。）
平成28年9月 (2016年)	「バイオマス活用推進基本計画」改定（バイオマス活用の促進に関する施策の基本方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定めたもの。）
平成29年6月 (2017年)	「廃棄物処理法」改正（廃棄物の不適正処理への対応の強化や、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け等。）
平成29年10月 (2017年)	「改正廃棄物処理法施行令」施行（水銀を含む廃棄物の処理基準（中間処理・最終処分）の追加等。）
平成30年4月 (2018年)	「第五次環境基本計画」閣議決定（環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるもの。新たに「地域循環共生圏」の考え方を提唱）
平成30年6月 (2018年)	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定（循環型社会形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるもの。） 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（略称：海岸漂着物処理推進法）改正（海岸漂着物等の発生抑制やマイクロプラスチック対策の追加等。）
令和元年5月 (2019年)	「バーゼル条約」改正（「汚れたプラスチックごみ」の輸出規制が強化。令和3年（2021年）1月発効。） 「プラスチック資源循環戦略」策定（3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則として、「2030年までにプラスチックの再生利用を倍増」等の目標を掲げ、プラスチックの資源循環を総合的に推進するもの。）

	「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布（基本方針の策定 その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進するもの。）
令和元年6月 (2019年)	「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有（G20大阪サミットで共通の世界のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すもの。）
令和3年1月 (2021年)	「バーゼル条約」発効及び「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）」施行（リサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象となり、輸出の前に輸入国の同意が必要となる。）